

2008年3月17日

各位

会社名 株式会社CFSコーポレーション  
会社名 イオン株式会社

(株)CFSコーポレーションとイオン(株)との業務・資本提携について

株式会社CFSコーポレーション（以下「CFS」という）とイオン株式会社（以下「イオン」という）とは、本年1月22日のCFSの臨時株主総会以降、CFSの企業価値向上を早期に実現するため、両社の協力のあり方について協議を重ねてまいりました。

本日、両社は2000年の提携の原点に立ち返り、より強い協力関係を築き、CFSの企業価値向上のための業務・資本提携につき合意いたしましたのでご案内申し上げます。

ヘルスケア業界は、OTC医薬品の販売に関する規制緩和を含む薬事法の改正や薬科大学の6年制移行にともなう薬剤師採用難等、大きな転換の時期を迎えております。こうした経営環境の変化に対応するために、CFSは調剤を核とした専門性の強化によるトータルヘルスケア企業の実現、「ハックドラッグ」「キミサワ」のブランド強化を通じた企業の成長、発展が不可欠と判断しております。また、食品スーパー事業においても、強固な収益・財務基盤を背景に、収益体質への早期転換を図っていく必要があります。

CFSは、当社を取巻く多くのステークホルダーの意見に謙虚に耳を傾けるとともにこれまで目指してきた経営ビジョンを早期に具現化するためにはどのような取り組みが必要であるかを真摯に検討してまいりました。その結果、イオンとの業務・資本提携を強化し、イオンの経営資源を最大限に活用することが最善の道筋であるとの結論に至りました。

一方イオンは、CFSの臨時株主総会において株式会社アインファーマシーズ（以下「アイン」という）との統合議案の否決を踏まえ、CFSの経営改革を協働して進め、早急に業績の回復が図れるようグループ経営資源を有効に活用できる体制を構築し、CFSの企業価値を最大限に引き上げるために積極的に協力してまいります。

また、資本提携の関係強化にあたり、CFSの業績回復、企業価値向上のための現時点におけるCFSの中期的な資金需要を充たすために、イオンは最大600万株の増資に応じることといたしました。しかし、第三者割当増資により生じる既存の株主の皆様の希薄化による不利益への配慮や株式市場に対する影響に鑑み、イオンはCFSと協議の上、第三者割当増資に先立って280万株を上限として公開買付けを実施することといたしました。加えて、株主の皆様および株式市場に与える影響を最小限にとどめるため、第三者割当増資の払込価格については公開買付の買付け価格と同額にいたしております。

両社は、2000年4月より業務・資本提携関係にあります。必ずしも十分な成果が得られていなかったことを真摯に反省し、改めて相互信頼関係を構築するとともに、あらゆる場面で提携のシナジー効果をあげてまいります。

最後に、これまでお客様、株主様をはじめ取引先様など関係各位に多大なるご心配をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

### 1. 基本合意の主旨

CFSは、イオンとの業務・資本提携関係の強化により企業価値を向上させ、株主価値を高めることを目的とし経営ビジョンである①調剤を核とする専門性の強化によるトータルヘルスケア企業の実現、②「ハックドラッグ」「キミサワ」ブランドの強化、③透明性のある企業統治体制の確立・維持を図るとともに、ドラッグストア部門およびフード部門の業績回復と拡充・発展策を含む諸施策を推進し、イオンはその経営資源を動員してこれを支援する。

### 2. 業績回復・企業価値向上へ向けての両社の協力体制

CFSおよびイオンは、CFSの業績回復、企業価値向上のための具体的な計画の策定とその早期実現へ向けて協力する。なお、実効性のある諸施策を迅速に実行していくために、両社は直ちに共同プロジェクトチームを編成する。

### 3. 出資関係

CFSおよびイオンは、両社の資本提携関係を強化するため、2008年5月を目処に、イオンのCFSに対する出資を発行済株式総数の33.3%（ただし自己株式を除く）まで引き上げる。その方法として

- 1) イオンは280万株を上限として友好的株式公開買付けを行う。（別紙1参照）
- 2) 株式公開買付けを実施したのち、33.3%に達するまでの株数につきCFSはイオンに対し第三者割当増資を行う。（別紙2参照）

### 4. 経営体制

- 1) CFSの石田健二代表取締役会長兼社長は、世代交代を図るため2008年5月の定時株主総会終了時をもって取締役を退任し、名誉会長に就任する。後任の代表取締役社長には石田岳彦副社長の昇格を内定する。
- 2) CFSは、イオンより岡田元也社長（社外取締役）のほか常勤の取締役1名（副社長へ就任予定）を受け入れる。
- 3) 経営の透明性を確保するため取締役会の構成を変更し、定時株主総会での選任を条件として、社内取締役は現在の8名を4名とし、イオンからの取締役を2名（上記2のとおり）、その他の社外取締役を2名とする。イオン以外からの社外取締役については、中立性の高い候補をCFSがイオンと協議の上決定する。
- 4) 執行役員体制を強化し、経営の効率化を実現する。日常の業務執行は取締役会の監督の下、執行役員がこれを遂行するものとする。

### 5. 新たな業務・資本提携契約の締結

両社間の2000年4月4日付覚書および2006年1月31日付覚書は発展的に解消し、この基本合意に基づき、改めて両社の相互信頼関係を基本とする新たな業務・資本提携契約を、2008年4月末日を目処に締結する。

### 6. その他

CFSは、アインとの間で進めようとした経営統合を白紙撤回したことを確認する。

以上

(別紙1) 公開買付けの概要 (詳細については未定)

1. 対象者名: 株式会社CFSコーポレーション
2. 買い付け等をする株券等の種類: 普通株式
3. 買付け等の期間: 2008年4月上旬から2008年5月上旬  
買付け等の期間は予定であり、準備の状況等により変更されることがありますが、遅くとも、2008年4月4日までに開始するものとします。
4. 買付け等の価格: 株券1株につき金600円  
ただし、対象者による株式分割の実施等法令で定める場合、法令に従って変更することがあります。
5. 買付予定の株券等の数: 買付予定数2,800,000株
6. 停止条件: 公開買付けの撤回事由である下記のいずれかに該当する場合、本公開買付けを実施しないことがあります。
  - ① 対象者又はその子会社の業務執行を決定する機関が、本公開買付予告以後、金融商品取引法施行令第14条第1項第1号イないしツに掲げる事項を行うことについての決定をした場合
  - ② 対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付予告以後、金融商品取引法施行令第14条第1項第2号イおよびロの区分に応じて、同号イおよびロに掲げる決定をした場合
  - ③ 本公開買付予告以後、対象者に金融商品取引法施行令第14条第1項第3号イないしヌに掲げる事実が発生した場合 (同号ただし書に定める場合を除く)
  - ④ 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第26条第4項に定める場合

(別紙2) 第三者割当増資の概要

1. 募集株式の数: 6,000,000株
2. 割当方法: 第三者割当の方法により全株式をイオンに割り当てる。
3. 払込金額: 600円
4. 発行価額の総額: 36億円
5. 増加する資本金および資本準備金の額: 発行価額の総額の2分の1を増加する資本金の額とし、残余を増加する資本準備金の額とする。
6. 申込期日: 2008年5月23日
7. 払込期日: 2008年5月23日